

令和4年12月13日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）スクールSの取組と位置付けについて

市町にある公立の小・中学校は、学校教育法第一条に定められる、いわゆる「一条校」だが、校内に設置されるSSRの取組も、一条校である学校の教育活動の一つであるという認識でよいのか、教育長の所見を伺う。

また、不登校特例校は、構造改革特区による規制の特例措置として設置が可能になって以降、平成17年から学校教育法施行規則の改正により全国的な設置が可能となっており、普通教育機会確保法第10条によると、不登校特例校の整備及びその教育の充実に向けて各自治体が必要な措置を講じることが努力義務として規定されている。

その一方で、広島県にこのような不登校特例校は設置されていない。こうした不登校特例校の設置を進めず、スクールSという「一条校ではない」「公的なフリースクール」なるものを設置された経緯及び意図について、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

スペシャルサポートルームの取組につきましては、学校教育法第一条に定められている、いわゆる「一条校」の教育活動としての取組でございます。

不登校特例校につきましては、個々の児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、柔軟な指導・支援ができるといった意義がある一方、入学、転入することとなった児童生徒は、本来、入学する又は通学していた学校には在籍することができず、一旦、地域の学校をやめなければならないということです。そのため、地域に住む人々との交流が減るなど、地域の中で学ぶ機会が制限されることに課題があると考えております。

学校と地域は、パートナーとして連携・協働し、子供たちの豊かな学びや成長を支えることが重要であるとともに、学校と地域が連携・協働することは、子供たちの教育環境の充実に資することにとどまらず、地域の教育力を高め、持続可能な地域づくりにつながるものであると考えております。

本県におきましては、不登校等児童生徒の社会的自立に向けた成長を支援していくため、本年4月、学校外の学びの場の一つとして、「SCHOOL“S”」を新設し、不登校等児童生徒を支援する新たな取組を始めたところでございます。

「SCHOOL“S”」におきましては、例えば、午前中は「SCHOOL“S”」、午後からは地元の学校に登校するとか、普段は「SCHOOL“S”」で過ごし、興味をもてる学習活動がある場合に地元の学校に登校するなど、児童生徒が居住している地域にある学校と併用することが可能であることから、「SCHOOL“S”」と学校とが連携を取りながら、地域とのつながりを断つことなく、支援を行っているところでございます。

こういった考えから、本県といたしましては、現在、不登校特例校による支援は行っておりません。

今後も引き続き、現在のスペシャルサポートルームや「SCHOOL“S”」の取組などを充実させ、不登校等児童生徒の社会的自立に向けて取り組んでまいります。